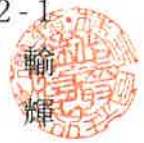


料金変更届出書

令和6年4月10日

北海道運輸局長 殿

河西郡芽室町東芽室基線 2-1
株式会社 北海運輸
代表取締役社長 沢本 一輝



下記の通り料金を変更したので、倉庫業法施行規則第24条第1項の規定により、届出書を提出いたします。

記

1. 変更をした料金の種別、額及び適用方法「全部変更」

別添「普通倉庫保管料」「普通倉庫荷役料」のとおり

2. 施行日

令和6年5月1日



普通倉庫保管料

1.適用規定

- (1) 基本料率に記載のない貨物については、類似貨物の料率を適用します。
- (2) 保管料は暦日によって1日から10日までと、11日から20日までと、21日から月末までとをそれぞれ一期として計算します。
- (3) 重量は1,000 kgをもって1トンとし、体積は、1,133 立方メートルをもって1トンとします。
- (4) トン数は原則として、重量によります。
- (5) 保管料は、従量率により算出する事を原則とし、基本料率の-50%~+50%以内とする。但し、かさ高物品等は軽量物品であるため、これにより難しい事情のある場合は寄託者との協議によるものとする。
- (6) 請求各口につき50 銭未満の端数があるときはその端数を切り捨て、50 銭以上1 円未満の端数があるときはその端数金額を1 円として計算します。

2.消費税の加算

料金の総額の消費税（地方税を含む）に相当する金額を、別途加算の上申し受けます。

3.基本料率（一期につき）

（1トンにつき、単位：円）

品目	保管料
化学肥料	100~250
穀物類	100~250
紙製品・合成樹脂	100~250
食料工業品	100~250
ゴム製品（タイヤ）	690
動植物性、飼料・肥料	100~250

普通倉庫荷役料

1.適用規定

- (1) 基本料率表に記載のない貨物については、基本料率表に記載の貨物と荷姿が類似している場合は、その貨物の料率を適応し、類似した貨物がない場合は、荷主と協議の上決定した料率を基本料率とします。
- (2) 計算トン数は、重量、体積いずれか大なる方とし、重量は 1,000 kg、体積は 1,133 立方メートルをもって 1 トンとみなします。なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得て計算トン数をしている場合には、その例によります。
- (3) 庫入又は庫出の料金は、重量率により算出する事を原則とし-25%~+50%以内とする。但し、かさ高物品等は軽量物品であるため、これにより難しい事情のある場合は、寄託者との協議によるものとする。
- (4) 入出庫以外の作業が発生した時は、寄託者との協議によりその金額を決定する。
- (5) 請求各口につき 50 銭未満の端数があるときはその端数を切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数があるときはその端数金額を 1 円として計算します。

2.消費税等の加算

料金の総額の消費税（地方税を含む）に相当する金額を、別途加算の上申し受けます。

3.基本料金率（一期につき）

（1 トンにつき、単位：円）

品 目	庫 入 れ 又 は 庫 出
	荷 役 料
化 学 肥 料	300~400
穀 物 類	300~400
紙 製 品 ・ 合 成 樹 脂	300~400
食 料 工 業 品	300~400
ゴ ム 製 品 （ タ イ ヤ ）	680
動 植 物 性 、 飼 料 ・ 肥 料	300~400